

こども共済事業細則 新旧比較対照表

新条文	旧条文
<p>(複数契約の取扱い)</p> <p>第7条 【中略】</p> <p>2. この会の実施する学生総合共済（以下、「学生総合共済」といいます。）事業細則別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-<u>1</u>型、G1050-<u>1</u>型、G1000-<u>1</u>型、G500-<u>1</u>型またはB1200-<u>1</u>型の契約を締結している場合、同一の被共済者について、先進医療特約が付帯されている型の共済契約を締結することはできません。</p>	<p>(複数契約の取扱い)</p> <p>第7条 【中略】</p> <p>2. この会の実施する学生総合共済（以下、「学生総合共済」といいます。）事業細則別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-<u>1</u>型、G1050-<u>1</u>型、G1000-<u>1</u>型、G500-<u>1</u>型またはB1200-<u>1</u>型の契約を締結している場合、同一の被共済者について、先進医療特約が付帯されている型の共済契約を締結することはできません。</p>
<p>(条件付加入制度)</p> <p>第8条 【中略】</p> <p>5. 規約第60条（疾病入院共済金）第<u>9</u>項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) 「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2) 「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき</p>	<p>(条件付加入制度)</p> <p>第8条 【中略】</p> <p>5. 規約第60条（疾病入院共済金）第<u>8</u>項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) 「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2) 「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき</p>
<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)</p> <p>第13条 規約第43条（基本契約共済金額）、第48条（災害死亡特約共済金額）、第58条（疾病入院特約共済金額）および第63条（災害入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額</p> <p>発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済（以下、「終身共済」といいます。）、学生</p>	<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)</p> <p>第13条 規約第43条（基本契約共済金額）、第48条（災害死亡特約共済金額）、第58条（疾病入院特約共済金額）および第63条（災害入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額</p> <p>発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済（以下、「終身共済」といいます。）、学生</p>

新条文	旧条文
<p>総合共済、および全国大学生協共済生活協同組合連合会の実施する短期生命共済（〔削除〕ただし、本条においては、2022年（令和4年）4月1日以降に発効した契約に限ります。）と通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みます。）および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を含みます。）それぞれ1,000万円とします。</p> <p>（2）疾病入院共済金額および災害入院共済金額 この会の実施する定期生命共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額<u>それぞれ 23,000 円</u>とします。</p> <p><u>2. 前項第2号の規定にかかわらず、共済契約者は別表第1「共済契約の型」第1項に定めるJ1600型から、J1600型以外の型（生命共済の共済契約の型を含みます。）へ共済契約を更改または移行することができます（ただし、定期生命共済または終身共済における新規あるいは増額する契約の発効と同時に最高限度を超過する場合を除きます。）。また、この場合において、更改または移行した共済契約に付帯する疾病入院特約および災害入院特約と同額範囲内であれば、あらたに共済契約を更新または更改することができます。</u></p>	<p>総合共済、および全国大学生協共済生活協同組合連合会の実施する短期生命共済（<u>以下、「短期生命共済」といいます。</u>ただし、本条においては、2022年（令和4年）4月1日以降に発効した契約に限ります。）と通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みます。）および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を含みます。）それぞれ1,000万円とします。</p> <p>（2）疾病入院共済金額および災害入院共済金額 この会の実施する定期生命共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額<u>各 20,000 円</u>とします。</p> <p>〔挿入〕</p>
<p>（移行契約） 第16条 〔中略〕</p> <p><u>3. 共済契約者は、被共済者について、この会の実施する短期生命共済事業規約第1編第6条（被共済者の範囲）または第2編第6条（被共済者の範囲）に定める「学生」でなくなり、こども共済の契約に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時にこども共済の契約を締結することができます。</u></p> <p><u>4. 共済契約者は、被共済者について、全国大学生協共済生活協同組合連合会が実施する短期生命共済事業規約に定める被共済者の範囲である</u></p>	<p>（移行契約） 第16条 〔中略〕</p> <p>〔挿入〕</p> <p><u>3. 共済契約者は、被共済者について、短期生命共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなり（ただし、学</u></p>

新条文	旧条文														
<p><u>「学生」でなくなり、こども共済の契約に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時にこども共済の契約を締結することができます。ただし、2020年（令和2年）5月15日規約一部改正が適用されている共済契約は、第2項の規定に準じます。</u></p> <p>5. 前4項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</p> <p>6. この会は、共済期間の満了日の翌日に被共済者が規約第8条（被共済者の範囲）第2項に定める年齢の範囲外となる共済契約について、当該契約の満了日までに共済契約者から契約を変更する意思の申し出がなされない場合、生命共済事業細則第18条（移行契約）の規定により、次の各号に定める共済契約の型へ申込みがあったものとみなすことができます。</p>	<p><u>生総合共済事業規約第1条（通則）第2項に基づく共同引受制度に該当する場合は前項によります。）</u> こども共済の契約に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時にこども共済の契約を締結することができます。【挿入】</p> <p>4. 前3項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</p> <p>5. この会は、共済期間の満了日の翌日に被共済者が規約第8条（被共済者の範囲）第2項に定める年齢の範囲外となる共済契約について、当該契約の満了日までに共済契約者から契約を変更する意思の申し出がなされない場合、生命共済事業細則第18条（移行契約）の規定により、次の各号に定める共済契約の型へ申込みがあったものとみなすことができます。</p>														
<p>(1) 被共済者を男性とする共済契約</p>	<p>(1) 被共済者を男性とする共済契約</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="230 866 602 919">満了となる共済契約の型</th> <th data-bbox="602 866 922 919">締結する共済契約の型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="230 919 602 1034">別表第1「共済契約の型」の J 1000-1 型</td> <td data-bbox="602 919 922 1369" rowspan="4">生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知緩和1000型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 1034 602 1149">別表第1「共済契約の型」の J 1000-2 型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 1149 602 1264">別表第1「共済契約の型」の J 1600型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 1264 602 1369">別表第1「共済契約の型」の J 1900型</td> </tr> </tbody> </table>	満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型	別表第1「共済契約の型」の J 1000-1 型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知緩和1000型	別表第1「共済契約の型」の J 1000-2 型	別表第1「共済契約の型」の J 1600型	別表第1「共済契約の型」の J 1900型	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1209 866 1581 919">満了となる共済契約の型</th> <th data-bbox="1581 866 1906 919">締結する共済契約の型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1209 919 1581 1034">別表第1「共済契約の型」の J 1000-1 型</td> <td data-bbox="1581 919 1906 1369" rowspan="4">生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知緩和1000型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 1034 1581 1149">別表第1「共済契約の型」の J 1000-2 型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 1149 1581 1264">別表第1「共済契約の型」の J 1600型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 1264 1581 1369">別表第1「共済契約の型」の J 1900型</td> </tr> </tbody> </table>	満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型	別表第1「共済契約の型」の J 1000-1 型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知緩和1000型	別表第1「共済契約の型」の J 1000-2 型	別表第1「共済契約の型」の J 1600型	別表第1「共済契約の型」の J 1900型
満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型														
別表第1「共済契約の型」の J 1000-1 型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知緩和1000型														
別表第1「共済契約の型」の J 1000-2 型															
別表第1「共済契約の型」の J 1600型															
別表第1「共済契約の型」の J 1900型															
満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型														
別表第1「共済契約の型」の J 1000-1 型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知緩和1000型														
別表第1「共済契約の型」の J 1000-2 型															
別表第1「共済契約の型」の J 1600型															
別表第1「共済契約の型」の J 1900型															

新条文		旧条文	
別表第1「共済契約の型」の J2000-1型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」の 2000-1型（男性）	別表第1「共済契約の型」 のJ2000-1型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」 の2000-1型（男性）
別表第1「共済契約の型」の J2000-2型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」の 2000-2型（男性）	別表第1「共済契約の型」 のJ2000-2型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」 の2000-2型（男性）
(2) 被共済者を女性とする共済契約		(2) 被共済者を女性とする共済契約	
満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型	満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型
別表第1「共済契約の型」 のJ1000-1型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」の 告知緩和1000型	別表第1「共済契約の型」 のJ1000-1型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」の 告知緩和1000型
別表第1「共済契約の型」 のJ1000-2型		別表第1「共済契約の型」 のJ1000-2型	
別表第1「共済契約の型」 のJ1600型		別表第1「共済契約の型」 のJ1600型	
別表第1「共済契約の型」 のJ1900型		別表第1「共済契約の型」 のJ1900型	
別表第1「共済契約の型」 のJ2000-1型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」の 2000-1型（女性）	別表第1「共済契約の型」 のJ2000-1型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」の 2000-1型（女性）
別表第1「共済契約の型」 のJ2000-2型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」の 2000-2型（女性）	別表第1「共済契約の型」 のJ2000-2型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」の 2000-2型（女性）

新条文	旧条文
<p><u>7.</u> 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</p> <p><u>8.</u> 共済契約者は移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第20条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p><u>9.</u> 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。<u>ただし、第3項および第4項の移行契約においては、本項は適用しません。</u></p> <p><u>10.</u> この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p> <p><u>11.</u> この会は、移行契約において、第23条（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い）および規約第16条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。<u>ただし、第3項ならびに第4項の移行契約について、共済金の支払いにあたっては、こども共済事業規約第15条（共済契約申込みの諾否）第4項に定める「新規契約」として取り扱います。</u></p>	<p><u>6.</u> 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</p> <p><u>7.</u> 共済契約者は移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第20条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p><u>8.</u> 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。【挿入】</p> <p><u>9.</u> この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p> <p><u>10.</u> この会は、移行契約において、第23条（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い）および規約第16条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。【挿入】</p>
<p>（代理人の共済金請求に関する決定通知）</p> <p>第21条 【以下略】</p>	<p>（代理人の共済金請求の決定通知）</p> <p>第21条 【以下略】</p>
<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い）</p> <p>第23条 この会は、規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約</p>	<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い）</p> <p>第23条 この会は、規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約</p>

新条文	旧条文
<p>の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う保障を契約しておらず、新たに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。なお、学生総合共済および短期生命共済 <u>（第16条（移行契約）第2項によるものに限ります。）</u>における重度後遺障害共済金はこども共済における災害死亡特約の災害重度障害共済金と同種とみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う保障を契約しておらず、新たに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。なお、学生総合共済および短期生命共済 〔挿入〕における重度後遺障害共済金はこども共済における災害死亡特約の災害重度障害共済金と同種とみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い）</p> <p>第24条 規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更をした契約における共済金支払いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>（1）更新前もしくは更改前または中途変更前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。ただし、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約が学生総合共済または短期生命共済 <u>（第16条（移行契約）第2項によるものに限ります。）</u> の場合は、その発効日から起算して共済金を支払います。</p> <p>（2）前号に当てはまらない部分については、更新もしくは更改または中途変更の申込日から起算して共済金を支払います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. 被共済者が学生総合共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項および短期生命共済事業 <u>（第16条（移行契約）第2項によるものに限ります。）</u> 規約第8条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でな</p>	<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い）</p> <p>第24条 規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更をした契約における共済金支払いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>（1）更新前もしくは更改前または中途変更前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。ただし、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約が学生総合共済または短期生命共済 〔挿入〕 の場合は、その発効日から起算して共済金を支払います。</p> <p>（2）前号に当てはまらない部分については、更新もしくは更改または中途変更の申込日から起算して共済金を支払います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. 被共済者が学生総合共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項および短期生命共済事業 〔挿入〕 規約第8条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなり、満了する共済契約と同一内容で共済</p>

新条文	旧条文
<p>くなり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、こども共済の契約に移行し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をともなう場合には、この会は、その共済金額の増額分または新たな特約部分について、規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項第2号、第60条（疾病入院共済金）第2項、第61条（疾病長期入院共済金）第2項、第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第2項、第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第3項、第87条（疾病先進医療共済金）第2項および第89条（先進医療一時金）第3項の規定を適用しないことができます。</p>	<p>契約の更新ができず、こども共済の契約に移行し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をともなう場合には、この会は、その共済金額の増額分または新たな特約部分について、規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項第2号、第60条（疾病入院共済金）第2項、第61条（疾病長期入院共済金）第2項、第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第2項、第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第3項、第87条（疾病先進医療共済金）第2項および第89条（先進医療一時金）第3項の規定を適用しないことができます。</p>
<p>（重度障害および後遺障害の取扱い）</p> <p>第27条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」および規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」における「後遺障害」には、不慮の事故等^等を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとします。</p> <p>2. この会は、次の各号のいずれかに該当する場合、重度障害および後遺障害について症状が固定したものとみなします。</p> <p>（1）疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき</p> <p>（2）不慮の事故等^等により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項または規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき</p> <p>（3）不慮の事故等^等により事故日から2年を超えて公的な障害認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から2年後の事故日に応ずる日の前日）において医師からの症状固</p>	<p>（重度障害および後遺障害の取扱い）</p> <p>第27条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」および規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」における「後遺障害」には、不慮の事故【挿入】を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとします。</p> <p>2. この会は、次の各号のいずれかに該当する場合、重度障害および後遺障害について症状が固定したものとみなします。</p> <p>（1）疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき</p> <p>（2）不慮の事故【挿入】により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項または規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき</p> <p>（3）不慮の事故【挿入】により事故日から2年を超えて公的な障害認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から2年を経過した日）において医師からの症状固定の診断がさ</p>

新条文	旧条文
<p>定の診断がされたものとみなします。)</p>	<p>れたものとみなします。)</p>
<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第34条 規約第55条(災害後遺障害共済金)第2項、第60条(疾病入院共済金)第7項、第65条(災害入院共済金)第4項、第70条(災害通院共済金)第3項および第6項、ならびに規約別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第34条 規約第55条(災害後遺障害共済金)第2項、第60条(疾病入院共済金)第6項、第65条(災害入院共済金)第4項、第70条(災害通院共済金)第3項および第6項、ならびに規約別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(臓器等の定義)</p> <p>第36条 規約第60条(疾病入院共済金)第11項、第74条(手術共済金(2022年8月31日以前に受けた手術))第6項、第75条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))第9項および第87条(疾病先進医療共済金)第5項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。</p>	<p>(臓器等の定義)</p> <p>第36条 規約第60条(疾病入院共済金)第10項、第74条(手術共済金(2022年8月31日以前に受けた手術))第6項、第75条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))第9項および第87条(疾病先進医療共済金)第5項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。</p>
<p>(<u>手術に関する取扱い</u>)</p> <p>第37条 <u>規約第75条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))第1項に定める「治療を直接の目的」とする手術とは、傷病の治療のための手術をいい、「美容整形上の手術」「疾病を直接の原因としない不妊治療のための手術」「傷病を直接の原因としない視力矯正のための手術」「診断・検査のための手術」などは、「治療を直接の目的」とする手術には該当しません。</u></p> <p><u>2. 規約第75条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))第5項第2号に定める「内視鏡等」による手術とは、ファイバースコープ・体表の切開を伴わない硬性内視鏡による手術、および血管・バスケットカテーテルによる手術をいいます。</u></p> <p><u>3. 規約別表第5「手術支払倍率表」における「診療報酬点数」とは、実施した手術に割り当てられた診療報酬点数のみをいいます。各種加</u></p>	<p>(<u>診療報酬点数の定義</u>)</p> <p>第37条 〔挿入〕</p> <p>〔挿入〕</p> <p>〔挿入〕 規約別表第5「手術支払倍率表」における「診療報酬点数」とは、実施した手術に割り当てられた診療報酬点数のみをいいます。各</p>

新条文	旧条文
<p>算等その他の点数は含みません。また、「短期滞在手術（手術、入院等の費用が一括して算定されるもの）」は、実施した手術の診療報酬点数のみをいいます。</p>	<p>種加算等その他の点数は含みません。また、「短期滞在手術（手術、入院等の費用が一括して算定されるもの）」は、実施した手術の診療報酬点数のみをいいます。</p>
<p>(薬物依存の定義)</p> <p>第38条 規約第62条（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第3号および第67条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第4号における「薬物依存」とは、分類提要の分類（F11～F19）によります。ただし、次の各号の場合を除きます。</p> <p>(1) 医療行為によってその状態に至った場合</p> <p>(2) その状態に至った原因が、共済契約者、共済金受取人および被共済者のいずれの責めに帰すべき事由にもあたらない場合</p>	<p>(薬物依存の定義)</p> <p>第38条 規約第62条（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第3号および第67条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第4号における「薬物依存」とは、分類提要の分類（F11～F19）によります。ただし、次の各号の場合を除きます。</p> <p>(1) 医療行為によってその状態に至った場合</p> <p>(2) その状態に至った原因が、共済契約者、共済金受取人および被共済者のいずれの責めに帰すべき事由にもあたらない場合</p>
<p>(扶養者の定義)</p> <p>第40条 規約第79条（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金）および第83条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）における「被共済者の扶養者」とは、被共済者が属する世帯において、主として生計を維持している者をいいます。なお、扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金の支払いにおいては、不慮の事故等発生時における被共済者の扶養者を指します。</p>	<p>(扶養者の定義)</p> <p>第40条 規約第79条（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金）および第83条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）における「被共済者の扶養者」とは、被共済者が属する世帯において、主として生計を維持している者をいいます。なお、扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金の支払いにおいては、不慮の事故【挿入】発生時における被共済者の扶養者を指します。</p>
<p>(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合)</p> <p>第43条 2019年9月1日以降に発生した不慮の事故等における規約第70条（災害通院共済金）第7項に定める「傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるとき」とは、医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、固定具を装着していることをいいます。この場合、同一の不慮の事故等につき1回に限り、10日間の通院があったものとみなし、規約第70条（災害通</p>	<p>(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故【挿入】において非通院日を通院日と認める場合)</p> <p>第43条 2019年9月1日以降に発生した不慮の事故【挿入】における規約第70条（災害通院共済金）第7項に定める「傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるとき」とは、医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、固定具を装着していることをいいます。この場合、同一の不慮の事故【挿入】につき1回に限り、10日間の通院があったものとみなし、規約第</p>

新条文	旧条文
<p>院共済金) 第1項における通院日数に含めます。 〔以下略〕</p>	<p>70条(災害通院共済金) 第1項における通院日数に含めます。 〔以下略〕</p>
<p>(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故等)において非通院日を通院日と認める場合)</p> <p>第44条 2019年8月31日以前に発生した不慮の事故等)における規約第70条(災害通院共済金) 第7項に定める「傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。この場合、その期間の日数に0.5を乗じた日数を、規約第70条(災害通院共済金) 第1項における通院日数に含めます。</p> <p>(1) 医師の指示にもとづき、骨折、脱臼、筋・腱・靭帯断裂(損傷を含む)の治療を目的として、固定具を常時装着している場合</p> <p>(2) 医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネ、その他これらに類する固定具を常時装着している場合</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故〔挿入〕)において非通院日を通院日と認める場合)</p> <p>第44条 2019年8月31日以前に発生した不慮の事故〔挿入〕における規約第70条(災害通院共済金) 第7項に定める「傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。この場合、その期間の日数に0.5を乗じた日数を、規約第70条(災害通院共済金) 第1項における通院日数に含めます。</p> <p>(1) 医師の指示にもとづき、骨折、脱臼、筋・腱・靭帯断裂(損傷を含む)の治療を目的として、固定具を常時装着している場合</p> <p>(2) 医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネ、その他これらに類する固定具を常時装着している場合</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(申込日以前の不慮の事故等を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い)</p> <p>第46条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故等を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合または手術もしくは先進医療による療養を受けた場合、疾病を原因とする入院、手術または先進医療による療養とみなして規約第60条(疾病入院共済金)、第61条(疾病長期入院共済金)、第74条(手術共済金(2022年8月31日以前に受けた手術))、第75条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))、第87条(疾病先進医療共済金)および第89条(先進医療一時金)の規定を適用します。</p>	<p>(申込日以前の不慮の事故〔挿入〕を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い)</p> <p>第46条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故〔挿入〕を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合または手術もしくは先進医療による療養を受けた場合、疾病を原因とする入院、手術または先進医療による療養とみなして規約第60条(疾病入院共済金)、第61条(疾病長期入院共済金)、第74条(手術共済金(2022年8月31日以前に受けた手術))、第75条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))、第87条(疾病先進医療共済金)および第89条(先進医療一時金)の規定を適用します。</p>

新条文	旧条文
<p>(基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約共済金額、手術特約共済金額、親扶養者死亡特約共済金額、扶養者災害死亡特約共済金額の適用)</p> <p>第47条 【中略】</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故等が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故等を直接の原因とする共済事故が発生した場合には、規約第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）第1項、第55条（災害後遺障害共済金）第1項、第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第1項第2号、第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第1項第2号および第83条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）第1項における各特約共済金額は、不慮の事故等発生時における契約の共済金額とします。なお、規約第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第6項第2号および第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第9項第2号の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。</p> <p><u>3. こども共済の契約への移行の申込みについて、次の各号のうち第2号に定める金額が第1号に定める金額を上回る場合は、前項に定める「共済金額を増額する契約の申込み」にあたるものとします。</u></p> <p><u>(1) 移行前の生命共済の契約に付帯していた手術特約の共済金額に、生命共済事業規約別表第5「手術支払倍率表」で定める倍率を乗じた金額、または移行前の学生総合共済および短期生命共済（第16条（移行契約）第2項によるものに限ります。）の契約における手術共済金額</u></p> <p><u>(2) こども共済の契約に付帯している手術特約の共済金額に、こども</u></p>	<p>(基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約共済金額、手術特約共済金額、親扶養者死亡特約共済金額、扶養者災害死亡特約共済金額の適用)</p> <p>第47条 【中略】</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故【挿入】が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故【挿入】を直接の原因とする共済事故が発生した場合には、規約第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）第1項、第55条（災害後遺障害共済金）第1項、第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第1項第2号、第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第1項第2号および第83条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）第1項における各特約共済金額は、不慮の事故【挿入】発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第6項第2号および第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第9項第2号の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。</p> <p>【挿入】</p>

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;"><u>共済事業規約別表第5「手術支払倍率表」で定める倍率を乗じた金額</u></p>	
<p>(疾病入院特約共済金額および災害入院特約共済金額の適用)</p> <p>第48条 〔中略〕</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故<u>等</u>が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故<u>等</u>を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第65条（災害入院共済金）第1項における災害入院特約共済金額は、不慮の事故<u>等</u>発生時<u>における</u>契約の共済金額とします。なお、規約第60条（疾病入院共済金）第<u>11</u>項第2号の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故<u>等</u>が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故<u>等</u>を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第66条（災害長期入院共済金）第1項における災害入院特約共済金額は、不慮の事故<u>等</u>発生時<u>における</u>契約の共済金額とします。なお、規約第61条（疾病長期入院共済金）第<u>6</u>項の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>	<p>(疾病入院特約共済金額および災害入院特約共済金額の適用)</p> <p>第48条 〔中略〕</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故〔挿入〕が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故〔挿入〕を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第65条（災害入院共済金）第1項における災害入院特約共済金額は、不慮の事故〔挿入〕発生時<u>の</u>契約の共済金額とします。なお、規約第60条（疾病入院共済金）第<u>10</u>項第2号の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故〔挿入〕が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故〔挿入〕を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第66条（災害長期入院共済金）第1項における災害入院特約共済金額は、不慮の事故〔挿入〕発生時<u>の</u>契約の共済金額とします。なお、規約第61条（疾病長期入院共済金）第<u>5</u>項の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>
<p>(災害通院特約共済金額の適用)</p> <p>第49条 規約第70条（災害通院共済金）第1項における災害通院特約共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、第43条（2019年9月1日以降に発生した不慮の事故<u>等</u>において非通院日を通院日と認める場合）または第44条（2019年8月31日以前に発生した不慮の事故<u>等</u>において非通院日を通院日と認める場合）の規定により各共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額とします。</p>	<p>(災害通院特約共済金額の適用)</p> <p>第49条 規約第70条（災害通院共済金）第1項における災害通院特約共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、第43条（2019年9月1日以降に発生した不慮の事故〔挿入〕において非通院日を通院日と認める場合）または第44条（2019年8月31日以前に発生した不慮の事故〔挿入〕において非通院日を通院日と認める場合）の規定により各共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額としま</p>

新条文	旧条文
<p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第70条（災害通院共済金）第1項に定める通院の期間中、または第44条（2019年8月31日以前に発生した不慮の事故等）において非通院日を通院日と認める場合に定める固定具装着の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間もしくは固定具装着期間については、災害通院特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故等が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故等を直接の原因とする通院を開始、または固定具の装着を開始した場合には、規約第70条（災害通院共済金）第1項における災害通院特約共済金額は、不慮の事故等発生時における契約の共済金額とします。</p>	<p>す。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第70条（災害通院共済金）第1項に定める通院の期間中、または第44条（2019年8月31日以前に発生した不慮の事故【挿入】）において非通院日を通院日と認める場合に定める固定具装着の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間もしくは固定具装着期間については、災害通院特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故【挿入】が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故【挿入】を直接の原因とする通院を開始、または固定具の装着を開始した場合には、規約第70条（災害通院共済金）第1項における災害通院特約共済金額は、不慮の事故【挿入】発生時の契約の共済金額とします。</p>
<p>（身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例）</p> <p>第50条 被共済者の身体障害の状態が固定する前に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前の共済期間中の不慮の事故等を直接の原因とする重度障害で、事故日から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、満了日以前の共済期間中の重度障害とみなして規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）の規定を適用します。</p> <p>2. 災害死亡特約または災害後遺障害特約を付帯する契約において、被共済者の身体障害の状態が固定する前に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前の共済期間中の不慮の事故等を直接の原因とする重度障害または後遺障害で、事故日</p>	<p>（身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例）</p> <p>第50条 被共済者の身体障害の状態が固定する前に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前の共済期間中の不慮の事故【挿入】を直接の原因とする重度障害で、事故日から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、満了日以前の共済期間中の重度障害とみなして規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）の規定を適用します。</p> <p>2. 災害死亡特約または災害後遺障害特約を付帯する契約において、被共済者の身体障害の状態が固定する前に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前の共済期間中の不慮の事故【挿入】を直接の原因とする重度障害または後遺障害で、</p>

新条文	旧条文
<p>から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、満了日以前の共済期間中の重度障害または後遺障害とみなして規約第50条(災害死亡共済金および災害重度障害共済金)および第55条(災害後遺障害共済金)の規定を適用します。</p>	<p>事故日から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、満了日以前の共済期間中の重度障害または後遺障害とみなして規約第50条(災害死亡共済金および災害重度障害共済金)および第55条(災害後遺障害共済金)の規定を適用します。</p>
<p>(入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例) 第51条 〔中略〕 2. 災害通院特約を付帯する契約において、被共済者の災害通院の期間中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前の災害通院と同一の不慮の事故等による満了日の翌日以後の災害通院について、満了日以前の共済期間中の災害通院とみなして規約第70条(災害通院共済金)の規定を適用します。 〔以下略〕</p>	<p>(入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例) 第51条 〔中略〕 2. 災害通院特約を付帯する契約において、被共済者の災害通院の期間中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前の災害通院と同一の不慮の事故〔挿入〕による満了日の翌日以後の災害通院について、満了日以前の共済期間中の災害通院とみなして規約第70条(災害通院共済金)の規定を適用します。 〔以下略〕</p>
<p>(感染症における事故日の取扱い) 第54条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として取扱います。</p>	<p>(感染症における事故日の取扱い) 第54条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故〔挿入〕が発生した日として取扱います。</p>
<p>〔削除〕</p>	<p><u>(「手術特約の共済金を支払わない場合」の準用)</u> 第55条 規約第76条(手術特約の共済金を支払わない場合)の規定は、第74条(手術共済金(2022年8月31日以前に受けた手術))においても、準用します。</p>
<p>(契約者割戻金の割り当て) 第55条 〔以下略〕</p>	<p>(契約者割戻金の割り当て) 第56条 〔以下略〕</p>
<p>(契約者割戻金の支払方法) 第56条 規約第92条(契約者割戻金)に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会</p>	<p>(契約者割戻金の支払方法) 第57条 規約第92条(契約者割戻金)に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会</p>

新条文	旧条文
<p>員が取り扱っている支払方法に限りです。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への振り替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) この会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第59条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>員が取り扱っている支払方法に限りです。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への振り替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) この会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第60条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の申込み）</p> <p>第57条 〔以下略〕</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の申込み）</p> <p>第58条 〔以下略〕</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の手続き）</p> <p>第58条 〔以下略〕</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の手続き）</p> <p>第59条 〔以下略〕</p>
<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）</p> <p>第59条 〔以下略〕</p>	<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）</p> <p>第60条 〔以下略〕</p>
<p>（重複の回避）</p> <p>第60条 第57条（電磁的方法による共済契約の申込み）に定める共済契約の申込みが規約第13条（共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第57条を適用します。</p> <p>2. 第58条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第10条（共済金受取人）第5項および第11条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第40条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第58条を適用します。</p>	<p>（重複の回避）</p> <p>第61条 第58条（電磁的方法による共済契約の申込み）に定める共済契約の申込みが規約第13条（共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第58条を適用します。</p> <p>2. 第59条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第10条（共済金受取人）第5項および第11条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第40条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第59条を適用します。</p>

新条文	旧条文																																																																						
(共同引受制度での適用日の取扱い) 第61条 【以下略】	(共同引受制度での適用日の取扱い) 第62条 【以下略】																																																																						
(改 廃) 第62条 【以下略】	(改 廃) 第 63 条 【以下略】																																																																						
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2022年(令和4年)5月30日細則一部改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この細則は2022年9月1日より施行します。</u></p>	【挿入】																																																																						
<p>別表第1 共済契約の型</p> <p>こども共済における共済契約の型は以下の通りです。</p> <p>なお、規約第3条(特約等の付帯と共済契約の型)第4項に定める共同引受制度において、以下の口数および共済金額は、この会の実施する共済制度とこの会の会員が実施する共済制度を組み合わせた後の口数および共済金額となります。</p> <table border="1" data-bbox="237 834 1014 1366"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th colspan="2">J 1000-1 型</th> <th colspan="2">J 1000-2 型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済掛金額</td> <td colspan="2">1,000 円</td> <td colspan="2">1,100 円</td> </tr> <tr> <td>加入可能年齢の範囲(注1)</td> <td colspan="2">0 歳～満 19 歳</td> <td colspan="2">0 歳～満 19 歳</td> </tr> <tr> <td>更新・更改可能年齢の範囲(注2)</td> <td colspan="2">0 歳～満 29 歳</td> <td colspan="2">0 歳～満 29 歳</td> </tr> <tr> <td>保障内容</td> <td>口数</td> <td>共済金額</td> <td>口数</td> <td>共済金額</td> </tr> <tr> <td>基本契約</td> <td>10</td> <td>100 万円</td> <td>10</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>災害死亡特約</td> <td>5</td> <td>50 万円</td> <td>5</td> <td>50 万円</td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類	J 1000-1 型		J 1000-2 型		共済掛金額	1,000 円		1,100 円		加入可能年齢の範囲(注1)	0 歳～満 19 歳		0 歳～満 19 歳		更新・更改可能年齢の範囲(注2)	0 歳～満 29 歳		0 歳～満 29 歳		保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	基本契約	10	100 万円	10	100 万円	災害死亡特約	5	50 万円	5	50 万円	<p>別表第1 共済契約の型</p> <p>こども共済における共済契約の型は以下の通りです。</p> <p>なお、規約第3条(特約等の付帯と共済契約の型)第4項に定める共同引受制度において、以下の口数および共済金額は、この会の実施する共済制度とこの会の会員が実施する共済制度を組み合わせた後の口数および共済金額となります。</p> <table border="1" data-bbox="1227 834 1982 1366"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th colspan="2">J 1000-1 型</th> <th colspan="2">J 1000-2 型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済掛金額</td> <td colspan="2">1,000 円</td> <td colspan="2">1,100 円</td> </tr> <tr> <td>加入可能年齢の範囲(注1)</td> <td colspan="2">0 歳～満 19 歳</td> <td colspan="2">0 歳～満 19 歳</td> </tr> <tr> <td>更新・更改可能年齢の範囲(注2)</td> <td colspan="2">0 歳～満 29 歳</td> <td colspan="2">0 歳～満 29 歳</td> </tr> <tr> <td>保障内容</td> <td>口数</td> <td>共済金額</td> <td>口数</td> <td>共済金額</td> </tr> <tr> <td>基本契約</td> <td>10</td> <td>100 万円</td> <td>10</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>災害死亡特約</td> <td>5</td> <td>50 万円</td> <td>5</td> <td>50 万円</td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類	J 1000-1 型		J 1000-2 型		共済掛金額	1,000 円		1,100 円		加入可能年齢の範囲(注1)	0 歳～満 19 歳		0 歳～満 19 歳		更新・更改可能年齢の範囲(注2)	0 歳～満 29 歳		0 歳～満 29 歳		保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	基本契約	10	100 万円	10	100 万円	災害死亡特約	5	50 万円	5	50 万円
契約の種類	J 1000-1 型		J 1000-2 型																																																																				
共済掛金額	1,000 円		1,100 円																																																																				
加入可能年齢の範囲(注1)	0 歳～満 19 歳		0 歳～満 19 歳																																																																				
更新・更改可能年齢の範囲(注2)	0 歳～満 29 歳		0 歳～満 29 歳																																																																				
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額																																																																			
基本契約	10	100 万円	10	100 万円																																																																			
災害死亡特約	5	50 万円	5	50 万円																																																																			
契約の種類	J 1000-1 型		J 1000-2 型																																																																				
共済掛金額	1,000 円		1,100 円																																																																				
加入可能年齢の範囲(注1)	0 歳～満 19 歳		0 歳～満 19 歳																																																																				
更新・更改可能年齢の範囲(注2)	0 歳～満 29 歳		0 歳～満 29 歳																																																																				
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額																																																																			
基本契約	10	100 万円	10	100 万円																																																																			
災害死亡特約	5	50 万円	5	50 万円																																																																			

新条文					旧条文				
災害後遺障害特約	35	14～350万円	35	14～350万円	災害後遺障害特約	35	14～350万円	35	14～350万円
疾病入院特約【区分1】	60	6,000円	60	6,000円	疾病入院特約【区分1】	60	6,000円	60	6,000円
災害入院特約	60	6,000円	60	6,000円	災害入院特約	60	6,000円	60	6,000円
災害通院特約	20	2,000円	20	2,000円	災害通院特約	20	2,000円	20	2,000円
手術特約	5	1・5・10・20万円	5	1・5・10・20万円	手術特約	5	【挿入】5・10・20万円	5	【挿入】5・10・20万円
親扶養者死亡特約	4	4万円	4	4万円	親扶養者死亡特約	4	4万円	4	4万円
扶養者災害死亡特約	20	100万円	20	100万円	扶養者災害死亡特約	20	100万円	20	100万円
先進医療特約	0	-	10	最高1,000万円	先進医療特約	0	-	10	最高1,000万円
契約の種類	J 2000-1 型		J 2000-2 型		契約の種類	J 2000-1 型		J 2000-2 型	
共済掛金額	2,000円		2,100円		共済掛金額	2,000円		2,100円	
加入可能年齢の範囲（注1）	0歳～満19歳		0歳～満19歳		加入可能年齢の範囲（注1）	0歳～満19歳		0歳～満19歳	
更新・更改可能年齢の範囲（注2）	0歳～満29歳		0歳～満29歳		更新・更改可能年齢の範囲（注2）	0歳～満29歳		0歳～満29歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	50	500万円	50	500万円	基本契約	50	500万円	50	500万円
災害死亡特約	30	300万円	30	300万円	災害死亡特約	30	300万円	30	300万円

新条文					旧条文				
災害後遺障害特約	70	28～700万円	70	28～700万円	災害後遺障害特約	70	28～700万円	70	28～700万円
疾病入院特約【区分1】	100	1万円	100	1万円	疾病入院特約【区分1】	100	1万円	100	1万円
災害入院特約	100	1万円	100	1万円	災害入院特約	100	1万円	100	1万円
災害通院特約	30	3,000円	30	3,000円	災害通院特約	30	3,000円	30	3,000円
手術特約	10	<u>2</u> ・10・20・40万円	10	<u>2</u> ・10・20・40万円	手術特約	10	【挿入】10・20・40万円	10	【挿入】10・20・40万円
親扶養者死亡特約	20	20万円	20	20万円	親扶養者死亡特約	20	20万円	20	20万円
扶養者災害死亡特約	140	700万円	140	700万円	扶養者災害死亡特約	140	700万円	140	700万円
先進医療特約	0	-	10	最高1,000万円	先進医療特約	0	-	10	最高1,000万円

契約の種類	J 1900 型	
共済掛金額	1,900円	
加入可能年齢の範囲（注1）	0歳～満19歳	
更新・更改可能年齢の範囲（注2）	0歳～満29歳	
保障内容	口数	共済金額
基本契約	10	100万円
災害死亡特約	5	50万円
災害後遺障害特約	35	14～350万円
疾病入院特約【区分2】	50	5,000円

契約の種類	J 1900 型	
共済掛金額	1,900円	
加入可能年齢の範囲（注1）	0歳～満19歳	
更新・更改可能年齢の範囲（注2）	0歳～満29歳	
保障内容	口数	共済金額
基本契約	10	100万円
災害死亡特約	5	50万円
災害後遺障害特約	35	14～350万円
疾病入院特約【区分2】	50	5,000円

新条文			旧条文																																																																																												
災害入院特約	50	5,000 円	災害入院特約	50	5,000 円																																																																																										
災害通院特約	20	2,000 円	災害通院特約	20	2,000 円																																																																																										
手術特約	4	<u>0.8</u> ・4・8・16 万円	手術特約	4	[挿入] 4・8・16 万円																																																																																										
親扶養者死亡特約	4	4 万円	親扶養者死亡特約	4	4 万円																																																																																										
扶養者災害死亡特約	20	100 万円	扶養者災害死亡特約	20	100 万円																																																																																										
先進医療特約	0	-	先進医療特約	0	-																																																																																										
<table border="1"> <tr> <td>契約の種類</td> <td colspan="2">J 1600 型</td> </tr> <tr> <td>共済掛金額</td> <td colspan="2">1,600 円</td> </tr> <tr> <td>加入可能年齢の範囲 (注1)</td> <td colspan="2">0 歳～満 19 歳</td> </tr> <tr> <td>更新可能年齢の範囲 (注2)</td> <td colspan="2">0 歳～満 29 歳</td> </tr> <tr> <td>保障内容</td> <td>口数</td> <td>共済金額</td> </tr> <tr> <td>基本契約</td> <td>50</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>災害死亡特約</td> <td>5</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td>災害後遺障害特約</td> <td>50</td> <td>20～500 万円</td> </tr> <tr> <td>疾病入院特約【区分1】</td> <td>70</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>災害入院特約</td> <td>70</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>災害通院特約</td> <td>25</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td>手術特約</td> <td>7</td> <td><u>1.4</u>・7・14・28 万円</td> </tr> <tr> <td>親扶養者死亡特約</td> <td>20</td> <td>20 万円</td> </tr> <tr> <td>扶養者災害死亡特約</td> <td>100</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>先進医療特約</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </table>			契約の種類	J 1600 型		共済掛金額	1,600 円		加入可能年齢の範囲 (注1)	0 歳～満 19 歳		更新可能年齢の範囲 (注2)	0 歳～満 29 歳		保障内容	口数	共済金額	基本契約	50	500 万円	災害死亡特約	5	50 万円	災害後遺障害特約	50	20～500 万円	疾病入院特約【区分1】	70	7,000 円	災害入院特約	70	7,000 円	災害通院特約	25	2,500 円	手術特約	7	<u>1.4</u> ・7・14・28 万円	親扶養者死亡特約	20	20 万円	扶養者災害死亡特約	100	500 万円	先進医療特約	0	-	<table border="1"> <tr> <td>契約の種類</td> <td colspan="2">J 1600 型</td> </tr> <tr> <td>共済掛金額</td> <td colspan="2">1,600 円</td> </tr> <tr> <td>加入可能年齢の範囲 (注1)</td> <td colspan="2">0 歳～満 19 歳</td> </tr> <tr> <td>更新可能年齢の範囲 (注2)</td> <td colspan="2">0 歳～満 29 歳</td> </tr> <tr> <td>保障内容</td> <td>口数</td> <td>共済金額</td> </tr> <tr> <td>基本契約</td> <td>50</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>災害死亡特約</td> <td>5</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td>災害後遺障害特約</td> <td>50</td> <td>20～500 万円</td> </tr> <tr> <td>疾病入院特約【区分1】</td> <td>70</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>災害入院特約</td> <td>70</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>災害通院特約</td> <td>25</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td>手術特約</td> <td>7</td> <td>[挿入] 7・14・28 万円</td> </tr> <tr> <td>親扶養者死亡特約</td> <td>20</td> <td>20 万円</td> </tr> <tr> <td>扶養者災害死亡特約</td> <td>100</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>先進医療特約</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </table>			契約の種類	J 1600 型		共済掛金額	1,600 円		加入可能年齢の範囲 (注1)	0 歳～満 19 歳		更新可能年齢の範囲 (注2)	0 歳～満 29 歳		保障内容	口数	共済金額	基本契約	50	500 万円	災害死亡特約	5	50 万円	災害後遺障害特約	50	20～500 万円	疾病入院特約【区分1】	70	7,000 円	災害入院特約	70	7,000 円	災害通院特約	25	2,500 円	手術特約	7	[挿入] 7・14・28 万円	親扶養者死亡特約	20	20 万円	扶養者災害死亡特約	100	500 万円	先進医療特約	0	-
契約の種類	J 1600 型																																																																																														
共済掛金額	1,600 円																																																																																														
加入可能年齢の範囲 (注1)	0 歳～満 19 歳																																																																																														
更新可能年齢の範囲 (注2)	0 歳～満 29 歳																																																																																														
保障内容	口数	共済金額																																																																																													
基本契約	50	500 万円																																																																																													
災害死亡特約	5	50 万円																																																																																													
災害後遺障害特約	50	20～500 万円																																																																																													
疾病入院特約【区分1】	70	7,000 円																																																																																													
災害入院特約	70	7,000 円																																																																																													
災害通院特約	25	2,500 円																																																																																													
手術特約	7	<u>1.4</u> ・7・14・28 万円																																																																																													
親扶養者死亡特約	20	20 万円																																																																																													
扶養者災害死亡特約	100	500 万円																																																																																													
先進医療特約	0	-																																																																																													
契約の種類	J 1600 型																																																																																														
共済掛金額	1,600 円																																																																																														
加入可能年齢の範囲 (注1)	0 歳～満 19 歳																																																																																														
更新可能年齢の範囲 (注2)	0 歳～満 29 歳																																																																																														
保障内容	口数	共済金額																																																																																													
基本契約	50	500 万円																																																																																													
災害死亡特約	5	50 万円																																																																																													
災害後遺障害特約	50	20～500 万円																																																																																													
疾病入院特約【区分1】	70	7,000 円																																																																																													
災害入院特約	70	7,000 円																																																																																													
災害通院特約	25	2,500 円																																																																																													
手術特約	7	[挿入] 7・14・28 万円																																																																																													
親扶養者死亡特約	20	20 万円																																																																																													
扶養者災害死亡特約	100	500 万円																																																																																													
先進医療特約	0	-																																																																																													

